平成24年度柳井市議会の政務活動費を公表します

◎会派別交付状況（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）

単位：円

会派名	交付申請額	交付額	実績額	使途内訳	
新政クラブ（６人）	360,000	360,000	※ 388,800	調査研究費	388,800
政友クラブ（４人）	240,000	240,000	※ 272,080	調査研究費	272,080
市政クラブ（２人）	120,000	120,000	※ 168,780	調査研究費	168,780
日本共産党（２人）	84,620	84,620	84,620	資料購入費	84,620
公　明　党（１人）	60,000	60,000	※ 64,800	調査研究費	64,800
リベラル柳井（１人）	60,000	60,000	※ 64,800	調査研究費	64,800
連合の会（１人）	0	0	0		
市　民　党（１人）	60,000	60,000	※ 64,800	調査研究費	64,800
計	984,620	984,620	1,108,680		1,108,680

※ 実績額が交付額を上回る場合は会派負担です。
※ 平成 25 年 3 月 1 日より「政務調査費」が「政務活動費」に変更となりました。

◎視察の状況

視察先	内　容	会派名
岐阜県可児市 長野県安曇野市 長野県松本市	いじめ問題について デマンド交通システムについて 農業振興について	政友クラブ・連合の会
宮城県亘理町 静岡県富士市	東日本大震災の復興状況及び震災瓦礫処理施設について 道の駅「富士川楽座」について	市政クラブ
鹿児島鹿屋市 鹿児島県志布志市 鹿児島県鹿児島市	やねだん　補助金に頼らない地域づくり ふるさとづくり委員会事業 安心安全まちづくり事業	新政クラブ・公明党 リベラル柳井・市民党

政務活動費とは、議会の議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として交付するものです。
（地方自治法第 100 条第 14 項）
柳井市では、会派に対し、所属議員数に月額５，０００円を乗じて得た額を上限に交付しています。
（柳井市議会政務活動費の交付に関する条例）
政務活動費の交付を受けた会派は、収支報告書を提出し、交付額に残が生じた場合は返還しなければなりません。また、会派の経理責任者は、会計帳簿、領収書等の証拠書類を整理し、５年間保存しなければなりません。
柳井市の政務活動費の使途基準は概ね次のとおりです。
○**調査研究費**　会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
○**研修費**　会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
○**広報費**　会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
○**広聴費**　会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
○**要請・陳情活動費**　会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
○**会議費**　会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
○**資料作成費**　会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
○**資料購入費**　会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費